

大里生涯学習センター ‘あすねっと’ 施設利用についてのガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、埼玉県の彩の国『新しい生活様式』安心宣言、熊谷市の感染拡大防止に関するガイドラインを踏まえ、ホール施設等の利用再開のための基本的な考え方を示すものです。

なお、状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しなどを行うことがあります。

1 感染防止のための基本的な考え方

「三密」（密閉・密集・密接）を回避して活動する。

密閉しない…換気の悪い密閉空間を避ける。

密集しない…不特定多数の人が集まらないように配慮する。

密接しない…2メートル程度の、互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声を控える。また、なるべく対面方式は避ける。

2 施設の具体的な対応策

(1) 基本的な対応策

- ① 施設管理者は、ドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を適宜行う。
- ② 37.5℃以上の発熱や、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害などの症状がある、過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国への訪問歴がある方は、利用を自粛する。
- ③ 施設利用の代表者は、施設の利用前に「新型コロナウイルス感染拡大予防チェックシート」（別紙1）で施設利用者の体調等を確認し、施設使用後に施設管理者に提出する。
- ④ 施設管理者は、入口に、手指消毒用の消毒液を設置するとともに、施設利用者は、咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒を徹底する。
- ⑤ 施設利用者は、ゴミは各自の責任において持ち帰る。
- ⑥ 施設管理者は、施設の利用に当たり遵守すべき事項（別紙2）を掲示し、周知する。
- ⑦ 施設内の換気（定期的な窓、出入り口、扉の開放）を徹底する。
- ⑧ 施設利用者は、密を避けるため、時間差での入退出に配慮する。
- ⑨ 感染拡大を防止するため、施設利用の代表者は、利用者の氏名及び緊急連絡先の把握に努め、感染者が発生した場合、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する。
- ⑩ 施設管理者は、受付や窓口等に透明ビニールカーテン等を設置し、職員と施設利用者との間を遮断する。

(2) ホール

- ① 緩和移行期間中（7月31日まで）は、100人以下の入場制限を実施する。
- ② 前後左右1 m以上の間隔を空けた座席配置を講ずる。
- ③ 高齢者や持病のある方が多数来場することが予想される公演については、重症化リスクが高いことから中止とする。
- ④ 公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行う。また、公演主催者と調整の上、可能な限り公演中も定期的に換気を行う。
- ⑤ 余裕を持った退場時間を設定し、ゾーンごとの時間差での入退場を行う。
- ⑥ 緩和への移行期間中（7月31日まで）は、管楽器、合唱、詩吟、民謡など飛沫感染の恐れのある利用や踊り、バレエ、ダンス、対応など激しい呼気や大きな声を伴う利用は休止する。

(3) ギャラリーホール、情報コーナー

- ① 対面での飲食や会話をしないようにする。
- ② 公演前後及び休憩中に人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行う。

(4) 研修室

- ① 定員の半数以下かつ50人以下の入場制限等を実施する。
- ② 前後左右、最低1 m（できるだけ2 mを目安に）の間隔をあけて座席を配置する。
- ③ 施設利用者は、室内での飲食を伴う場合、対面での飲食にならないように、テーブルや座席の位置を工夫する。
- ④ 付属設備については感染リスクが高いため、施設利用者は、使用した設備の除菌、消毒に協力する。

(5) リハーサル室

- ① 緩和移行期間中（7月31日まで）は、貸出しを休止する。

(6) トイレ

- ① 可能な限りトイレの蓋を閉めて汚物を流す。
- ② 手洗いを30秒以上する。
- ③ トイレの混雑が予想される公演の前後及び休憩中は最低1 m（できるだけ2 mを目安）の間隔を空ける。

(7) 附属設備について

- ① ピアノの利用者は、利用前、利用後に十分な手洗いを実施する。
- ② 施設管理者は、利用したマイク等の附属設備の消毒を実施する。

3 公演関係者の感染防止策

- (1) 最小限度の利用人数とする。
- (2) 各自検温を行い、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とする。
- (3) 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛及び味覚・嗅覚障害の症状に該当する場合は自宅待機とする。
- (4) 公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- (5) 表現上困難な場合を除き、出演者には原則としてマスク着用を求める。
- (6) 機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定者の共有を避ける。
- (7) 公演にて感染が疑われた場合、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- (8) パンフレット・チラシ・アンケート等の手渡しによる配布は禁止する。
- (9) 会話の抑制等の予防措置の協力をアナウンスする。
- (10) 座席の最前列及び2列目は使用を禁止する。
- (11) 来場者と接触する演出（声援、来場者をステージに上げる、ハイタッチ等）を禁止する。

4 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- (1) 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離する。
- (2) 対応するスタッフは、マスク、手袋の着用を徹底する。
- (3) 速やかに医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

5 施設利用者が必要な措置を講じていないと認められる場合

施設管理者は、施設利用者に対し、利用の中止や人数の制限等必要な措置を講ずるよう協議を行う。